

報告第2号

矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 3月20日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月2日

矢巾町長 高橋昌造

記

- 1 工 事 名 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字南矢幅、室岡地内
- 3 契約の相手方 岩手県盛岡市みたけ四丁目10番53号  
株式会社ユアテック岩手支社  
執行役員支社長 長谷川 久 晃

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	326,592,000円	328,619,160円

## 報告第3号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 3月20日提出

矢巾町長 高橋昌造



議案第34号

矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の締結について

矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事                      |
| 2 | 工 事 場 所     | 矢巾町大字煙山地内                                     |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札による工事請負契約                               |
| 4 | 契 約 金 額     | 97,200,000円                                   |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 矢巾町大字西徳田第5地割201番地2<br>株式会社水清建設<br>代表取締役 水 本 孝 |

平成30年 3月20日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

## 議案第35号

### 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の締結について

町道中央1号線道路改良その1工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名       | 町道中央1号線道路改良その1工事                                 |
| 2 | 工 事 場 所     | 矢巾町大字藤沢地内  |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札による工事請負契約                                  |
| 4 | 契 約 金 額     | 172,800,000円                                     |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 矢巾町大字西徳田第6地割177番地<br>株式会社佐々木組<br>代表取締役社長 佐々木 和 久 |

平成30年 3月20日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第36号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月20日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の納税義務者)</p> <p>第127条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である者につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>	<p>(国民健康保険税の納税義務者)</p> <p>第127条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>



2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険税の税率）

第130条 第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。

（1）～（3） 〔略〕

（4） 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をい

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険税の税率）

第130条 第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。

（1）～（3） 〔略〕

（4） 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この条及び第134条

う。この条及び第134条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。この条及び第134条において同じ。)

以外の世帯 26,200円

イ・ウ [略]

2・3 [略]

において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。この条及び第134条において同じ。)以外の世帯 26,200円

イ・ウ [略]

2・3 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の矢巾町税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

矢巾町職員定数条例（平成 2 年矢巾町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 20 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例

矢巾町職員定数条例（平成2年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。		（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
区分	定数	区分	定数
町長の事務部局の職員	<u>130人</u>	町長の事務部局の職員	<u>129人</u>
議会の事務部局の職員	<u>3人</u>	議会の事務部局の職員	<u>4人</u>
[略]		[略]	
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。			

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する



## 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）

平成29年度矢巾町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,916千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,361,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年 3 月 20 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		3,520,220	70,936	3,591,156
	1 町 民 税	1,523,364	63,681	1,587,045
	2 固 定 資 産 税	1,727,457	164	1,727,621
	3 軽 自 動 車 税	85,366	543	85,909
	4 町 た ば こ 税	178,143	4,239	182,382
	5 入 湯 税	5,890	2,309	8,199
8 地 方 特 例 交 付 金		19,754	393	20,147
	1 地 方 特 例 交 付 金	19,754	393	20,147
9 地 方 交 付 税		1,838,175	△31,498	1,806,677
	1 地 方 交 付 税	1,838,175	△31,498	1,806,677
11 分 担 金 及 び 負 担 金		216,412	△57,411	159,001
	1 負 担 金	216,412	△57,411	159,001
12 使 用 料 及 び 手 数 料		71,897	3,055	74,952
	1 使 用 料	58,209	2,955	61,164
	2 手 数 料	13,688	100	13,788
13 国 庫 支 出 金		2,016,902	11,839	2,028,741
	1 国 庫 負 担 金	931,188	5,975	937,163
	2 国 庫 補 助 金	1,082,522	5,852	1,088,374
	3 委 託 金	3,192	12	3,204
14 県 支 出 金		1,002,803	△73,905	928,898
	1 県 負 担 金	458,311	2,946	461,257
	2 県 補 助 金	483,786	△76,394	407,392
	3 委 託 金	60,706	△457	60,249
15 財 産 収 入		20,515	70,047	90,562
	1 財 産 運 用 収 入	4,299	634	4,933
	2 財 産 売 払 収 入	16,216	69,413	85,629

款	項	補正前の額	補正額	計
16 寄 附 金		88,048	3,197	91,245
	1 寄 附 金	88,048	3,197	91,245
17 繰 入 金		854,100	18,787	872,887
	1 特 別 会 計 繰 入 金	34,028	18,787	52,815
19 諸 収 入		121,639	14,976	136,615
	2 町 預 金 利 子	126	△24	102
	4 雑 入	62,137	15,000	77,137
20 町 債		1,483,968	38,500	1,522,468
	1 町 債	1,483,968	38,500	1,522,468
補正されなかった款項にかかる金額		1,038,114		1,038,114
歳 入 合 計		12,292,547	68,916	12,361,463



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		131,754	△2,056	129,698
	1 議 会 費	131,754	△2,056	129,698
2 総 務 費		1,822,560	35,052	1,857,612
	1 総 務 管 理 費	1,624,993	42,383	1,667,376
	2 徴 税 費	121,613	△229	121,384
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	44,218	△2,976	41,242
	4 選 挙 費	24,927	△3,590	21,337
	5 統 計 調 査 費	5,501	△536	4,965
3 民 生 費		3,454,083	9,617	3,463,700
	1 社 会 福 祉 費	1,666,341	△5,268	1,661,073
	2 児 童 福 祉 費	1,787,742	14,885	1,802,627
4 衛 生 費		1,066,415	△17,463	1,048,952
	1 保 健 衛 生 費	262,379	△4,931	257,448
	2 環 境 衛 生 費	804,036	△12,532	791,504
5 労 働 費		37,533	△166	37,367
	1 労 働 諸 費	37,533	△166	37,367
6 農 林 水 産 業 費		803,408	△120,494	682,914
	1 農 業 費	794,702	△119,765	674,937
	2 林 業 費	8,706	△729	7,977
7 商 工 費		94,844	△2,576	92,268
	1 商 工 費	94,844	△2,576	92,268
8 土 木 費		2,616,613	64,304	2,680,917
	2 道 路 橋 梁 費	1,686,924	74,400	1,761,324
	3 河 川 費	25,586	2,160	27,746
	4 都 市 計 画 費	837,743	△298	837,445
	5 住 宅 費	55,466	△11,958	43,508

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		428,718	△4,511	424,207
	1 消 防 費	428,718	△4,511	424,207
10 教 育 費		761,060	113,209	874,269
	1 教 育 総 務 費	116,705	△3,176	113,529
	2 小 学 校 費	139,769	95,869	235,638
	3 中 学 校 費	95,381	28,528	123,909
	4 社 会 教 育 費	213,596	△5,257	208,339
	5 保 健 体 育 費	195,609	△2,755	192,854
12 公 債 費		1,059,600	△6,000	1,053,600
	1 公 債 費	1,059,600	△6,000	1,053,600
補正されなかった款項にかかる金額		15,959		15,959
歳 出 合 計		12,292,547	68,916	12,361,463

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	特用林産施設等体制整備事業	18,045
		農地耕作条件改善事業	55,000
8 土木費	2 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	61,764
		矢巾スマートIC本体整備事業	40,308
		矢巾スマートIC関連道路整備事業	471,132
		岩手医科大学関連道路整備事業	235,357
		橋梁長寿命化事業	64,644
	3 河川費	河川改良事業	7,760
	4 都市計画費	都市計画総務事業	3,542
10 教育費	2 小学校費	小学校維持補修事業	116,154
	3 中学校費	中学校維持補修事業	26,421
計			1,100,127

## 第3表

## 債務負担行為補正

## 1 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小規模小口資金保証料補給	平成29年度から 平成35年度まで	岩手県信用保証協会が定める保証料のうち1.0%以内の額	平成29年度から 平成33年度まで	岩手県信用保証協会が定める保証料のうち1.0%以内の額
戸籍総合システム導入事業	平成29年度から 平成34年度まで	24,009	平成29年度から 平成34年度まで	22,745
住民情報システム更新事業	平成29年度から 平成34年度まで	19,499	平成29年度から 平成34年度まで	5,298
農業近代化資金利子補給事業	平成29年度から 平成43年度まで	借入残額の0.5%以内の利子補給	平成29年度から 平成35年度まで	借入残額の0.5%以内の利子補給
中小企業振興資金利子補給	平成29年度から 平成39年度まで	借入金額の1.5%以内の利子補給	平成29年度から 平成36年度まで	借入金額の1.5%以内の利子補給
個人住宅取得資金利子補給	平成29年度から 平成42年度まで	借入残額に係る利子のうち20万円以内の額	平成29年度から 平成36年度まで	借入残額に係る利子のうち20万円以内の額

## 2 廃止

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
財務会計システム更新事業	平成29年度から 平成34年度まで	1,744	-	-
ネットワーク分離構築事業	平成29年度から 平成34年度まで	3,629	-	-
水洗化普及資金融資利子補給	平成29年度から 平成34年度まで	借入残額の利子利率から年1.0%を控除した利率の利子補給	-	-

第4表

地 方 債 補 正

(追 加) (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般単独事業	100,000	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金については、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その 他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変 更) (単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般廃棄物処理事業	236,900	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	235,900	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
学校教育施設等整備事業	36,400				86,900			

(廃 止) (単位：千円)

起債の目的	限度額	備 考
一般補助施設整備等事業	111,000	一般単独事業債に組替えのため
合 計	111,000	

# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,520,220	70,936	3,591,156
2 地 方 譲 与 税	166,144		166,144
3 利 子 割 交 付 金	3,118		3,118
4 配 当 割 交 付 金	9,325		9,325
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,400		5,400
6 地 方 消 費 税 交 付 金	462,780		462,780
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	13,858		13,858
8 地 方 特 例 交 付 金	19,754	393	20,147
9 地 方 交 付 税	1,838,175	△31,498	1,806,677
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,437		3,437
11 分 担 金 及 び 負 担 金	216,412	△57,411	159,001
12 使 用 料 及 び 手 数 料	71,897	3,055	74,952
13 国 庫 支 出 金	2,016,902	11,839	2,028,741
14 県 支 出 金	1,002,803	△73,905	928,898
15 財 産 収 入	20,515	70,047	90,562
16 寄 附 金	88,048	3,197	91,245
17 繰 入 金	854,100	18,787	872,887
18 繰 越 金	374,052		374,052
19 諸 収 入	121,639	14,976	136,615
20 町 債	1,483,968	38,500	1,522,468
歳 入 合 計	12,292,547	68,916	12,361,463



歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	131,754	△2,056	129,698				△2,056	
2 総務費	1,822,560	35,052	1,857,612	△16,536	△11,000	12,771	49,817	
3 民生費	3,454,083	9,617	3,463,700	△9,174		△3,836	22,627	
4 衛生費	1,066,415	△17,463	1,048,952	△1,764	△1,000	2,380	△17,079	
5 労働費	37,533	△166	37,367				△166	
6 農林水産業費	803,408	△120,494	682,914	△65,411		△52,990	△2,093	
7 商工費	94,844	△2,576	92,268			△5	△2,571	
8 土木費	2,616,613	64,304	2,680,917	△3,049		1,536	65,817	
9 消防費	428,718	△4,511	424,207				△4,511	
10 教育費	761,060	113,209	874,269	33,868	50,500	271	28,570	
11 災害復旧費	6,958		6,958					
12 公債費	1,059,600	△6,000	1,053,600				△6,000	
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	12,292,547	68,916	12,361,463	△62,066	38,500	△39,873	132,355	

歳

入



2 歳 入

(款) 1 町税

(項) 1 町民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	1,163,214	782	1,163,996	2 滞納繰越分	782	個人町民税滞納繰越分の増 782
2 法人	360,150	62,899	423,049	1 現年課税分	63,076	法人町民税の増 63,076
				2 滞納繰越分	△177	法人町民税滞納繰越分の減 △177
計	1,523,364	63,681	1,587,045			

(款) 1 町税

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	1,709,400	164	1,709,564	2 滞納繰越分	164	固定資産税滞納繰越分の増 164
計	1,727,457	164	1,727,621			

(款) 1 町税

(項) 3 軽自動車税

1 軽自動車税	85,366	543	85,909	1 現年課税分	487	軽自動車税の増 487
				2 滞納繰越分	56	軽自動車税滞納繰越分の増 56
計	85,366	543	85,909			

(款) 1 町税

(項) 4 町たばこ税

1 町たばこ税	178,143	4,239	182,382	1 現年課税分	4,239	町たばこ税の増 4,239
計	178,143	4,239	182,382			

(款) 1 町税

(項) 5 入湯税

1 入湯税	5,890	2,309	8,199	1 現年課税分	2,309	入湯税の増 2,309
-------	-------	-------	-------	---------	-------	-------------

1 町税

(款) 1 町税

(項) 5 入湯税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	5,890	2,309	8,199			

(款) 8 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1 地方特例交付金	19,754	393	20,147	1 地方特例交付金	393	地方特例交付金の増	393
計	19,754	393	20,147				

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	1,838,175	△31,498	1,806,677	1 地方交付税	△31,498	普通交付税の減	△31,498
計	1,838,175	△31,498	1,806,677				

(款) 11 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1 民生費負担金	149,630	△4,061	145,569	1 社会福祉費負担金	14	老人保護措置費本人負担金の増	14
				2 児童福祉施設費負担金	△4,075	保育所運営費負担金の減	△4,075
3 農林水産業費負担金	65,560	△53,344	12,216	1 農業費負担金	△53,344	農地耕作条件改善事業分担金の減	△53,344
5 教育費負担金	947	△6	941	1 小中学校費負担金	△6	日本スポーツ振興センター保護者負担金の減	△6
計	216,412	△57,411	159,001				

(款) 12 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1 総務使用料	1,561	9	1,570	1 総務使用料	9	土地建物使用料の増	9
---------	-------	---	-------	---------	---	-----------	---

## (款) 12 使用料及び手数料

## (項) 1 使用料

2 民生使用料	104	△2	102	2 老人日常生活用具 使用料	△1	緊急通報装置使用料の減	△1
				3 保養センター使用 料	△1	自動販売機設置料の減	△1
4 農林水産業使用料	20	△6	14	2 農業構造改善セン ター使用料	△6	自動販売機設置料の減	△6
5 商工使用料	21	△5	16	1 自然公園内施設使 用料	△5	自然公園内施設使用料の減	△5
6 土木使用料	51, 835	2, 959	54, 794	1 道路使用料	1, 827	道路敷占用料の増	1, 827
				2 河川使用料	△48	水路敷占用料の減	△48
				3 矢幅駅東西自由通 路等使用料	25	矢幅駅東西自由通路等使用料の増	25
				4 矢巾町駐車場使用 料	△300	駐車場使用料の減	△300
				5 都市公園使用料	△85	都市公園有料施設使用料の減	△85
				6 住宅使用料	1, 540	町営住宅使用料の増	1, 540
計	58, 209	2, 955	61, 164				

## (款) 12 使用料及び手数料

## (項) 2 手数料

1 総務手数料	12, 674	100	12, 774	1 総務手数料	100	個人番号通知カード再交付手数料の増 個人番号カード再交付手数料の増	97 3
計	13, 688	100	13, 788				

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	930,851	5,975	936,826	1 国民健康保険基盤安定負担金	76	国民健康保険基盤安定負担金の増 76
				2 障害者自立支援給付費負担金	△2,096	障害者自立支援給付費負担金の減 △2,096
				3 障害児入所給付費等負担金	192	障害児入所給付費等負担金の増 192
				5 児童福祉施設費負担金	7,710	保育所運営費負担金の増 7,710
				6 低所得者保険料軽減負担金	93	低所得者保険料軽減負担金の増 93
計	931,188	5,975	937,163			

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	352,019	△16,361	335,658	1 地方創生推進交付金	△13,900	地方創生推進交付金の減 △13,900
				2 個人番号カード交付事業費等補助金	△2,461	個人番号カード交付事業費補助金の減 △2,498 個人番号カード交付事務費補助金 37
2 民生費国庫補助金	58,165	△10,905	47,260	1 障害福祉費補助金	△10,905	地域生活支援等事業費補助金の減 △10,905
3 衛生費国庫補助金	1,079	△882	197	2 環境衛生費補助金	△882	循環型社会形成推進交付金の減 △882
5 教育費国庫補助金	7,989	34,000	41,989	1 教育振興費補助金	△181	要保護児童生徒援助費補助金の減 △64 特別支援教育就学奨励費補助金の減 △63 幼稚園就園奨励費補助金の減 △54
				2 遺跡緊急発掘調査補助金	△886	町内遺跡緊急発掘調査補助金の減 △886

## (款) 13 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

				4 教育支援体制整備 事業費補助金	100	教育支援体制整備事業費補助金	100
				5 公立学校施設整備 費補助金	34,967	学校施設環境改善交付金	34,967
計	1,082,522	5,852	1,088,374				

## (款) 13 国庫支出金

## (項) 3 委託金

1 総務費委託金	170	3	173	1 総務費委託金	3	中長期在留者住居地届出等事務委託金の増	3
2 民生費委託金	3,022	9	3,031	1 児童手当委託金	9	特別児童扶養手当事務委託金の増	9
計	3,192	12	3,204				

## (款) 14 県支出金

## (項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	457,743	2,946	460,689	2 国民健康保険基盤 安定負担金	△3	国民健康保険基盤安定負担金の減	△3
				3 障害福祉事業費負 担金	△1,048	障害者自立支援給付費負担金の減	△1,048
				4 障害児入所給付費 等負担金	96	障害児入所給付費等負担金の増	96
				7 児童福祉施設費負 担金	3,855	保育所運営費負担金の増	3,855
				8 低所得者保険料軽 減負担金	46	低所得者保険料軽減負担金の増	46
計	458,311	2,946	461,257				



(款) 14 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	11,024	219	11,243	1 土地利用規制等対策費交付金	△2	土地利用規制等対策費交付金の減 △2
				2 交通安全対策費補助金	221	交通指導員設置事業補助金の増 221
2 民生費県補助金	101,904	△7,204	94,700	2 障害福祉事業費補助金	△4,948	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成補助金の減 △11 地域生活支援事業費補助金の減 △4,781 小児慢性特定疾病対策補助金の減 △156
				3 老人福祉事業費補助金	△1,200	高齢者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金の減 △1,200
				4 介護保険運営事業費補助金	△230	介護保険事業費補助金の減 △230
				5 児童福祉費補助金	△826	産休等代替職員費補助金の減 △831 岩手県施設型給付費補助金の増 5
3 衛生費県補助金	12,015	△882	11,133	2 環境衛生費補助金	△882	浄化槽設置整備事業費補助金の減 △882
4 農林水産業費県補助金	354,792	△65,411	289,381	1 農業委員会費補助金	410	農業委員会交付金の増 468 農地中間管理事業等促進関連補助金の減 △58
				2 農業振興費補助金	△5,477	農業経営基盤強化資金利子補給事業費補助金の減 △3 新規就農総合支援事業補助金の減 △3,011 岩手県経営所得安定対策等推進事業補助金の減 △58 特用林産施設等体制整備事業補助金の減 △1,704 農地中間管理事業機構集積協力金の減 △1 多面的機能支払交付金の増 100 岩手県担い手経営発展支援事業補助金の減 △800
				4 林業費補助金	△1,520	森林病虫害等駆除補助金の減 △1,520
				6 農地費補助金	△58,824	農地耕作条件改善事業補助金の減 △58,824

## (款) 14 県支出金

## (項) 2 県補助金

5 土木費県補助金	3,658	△2,984	674	1 住宅費補助金	△2,984	木造住宅耐震改修支援事業補助金の減 被災者住宅再建支援事業補助金の減 生活再建住宅支援事業補助金の減	△154 △1,332 △1,498
6 教育費県補助金	393	△132	261	1 被災児童生徒就学 援助補助金	△132	被災児童生徒就学援助補助金の減	△132
計	483,786	△76,394	407,392				

## (款) 14 県支出金

## (項) 3 委託金

1 総務費委託金	54,702	△397	54,305	2 徴税费委託金	3,145	県民税徴収委託金の増	3,145
				3 統計調査費委託金	△563	学校基本調査委託金の増 工業統計調査委託金の減 商業統計調査委託金の減 人口動態調査費市町村交付金の増 毎月人口推計市町村事務費交付金の増	1 △73 △500 6 3
				4 選挙費委託金	△2,979	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金の減 衆議院議員通常選挙開票速報事務委託金の増	△3,038 59
2 民生費委託金	501	5	506	2 児童福祉費委託金	5	認可外保育施設状況調査事務委託金の増	5
5 土木費委託金	4,755	△65	4,690	2 都市計画費委託金	△65	開発許可取扱委託金の減 建築確認調査事務委託金の減	△13 △52
計	60,706	△457	60,249				

## (款) 15 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	3,642	△160	3,482	1 土地建物貸付収入	△160	雇用促進住宅駐車場貸付収入の減	△160
2 利子及び配当金	657	794	1,451	1 利子及び配当金	794	財政調整基金利子の増 減債基金利子の減 ふるさと基金利子の増	75 △5 17

(款) 15 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						教育施設整備基金利子の増 82
						芸術文化振興基金利子の増 13
						福祉基金利子の増 7
						福祉医療資金貸付基金利子 1
						畜産振興基金利子 5
						奨学金貸付基金利子 13
						公共施設等総合管理基金利子 1
						矢巾観光開発(株)配当金の増 525
						岩手トラックターミナル(株)配当金の増 60
計	4,299	634	4,933			

(款) 15 財産収入

(項) 2 財産売却収入

1 不動産売却収入	16,216	69,413	85,629	1 土地売却収入	69,413	土地売却収入の増 69,413
計	16,216	69,413	85,629			

(款) 16 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	88,048	2,000	90,048	1 一般寄附金	2,000	一般寄附金の増 2,000
2 衛生費寄附金	0	1,000	1,000	1 衛生費寄附金	1,000	衛生費寄附金 1,000
3 教育費寄附金	0	197	197	1 教育費寄附金	197	教育費寄附金 197
計	88,048	3,197	91,245			

(款) 17 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

1 国民健康保険事業特別会計繰入金	8,906	18,787	27,693	1 国民健康保険事業特別会計繰入金	18,787	国民健康保険事業特別会計繰入金の増 18,787
計	34,028	18,787	52,815			

## (款) 19 諸収入

## (項) 2 町預金利子

1 町預金利子	126	△24	102	1 預金利子	△24	預金利子の減	△24
計	126	△24	102				

## (款) 19 諸収入

## (項) 4 雑入

1 雑入	62,136	15,000	77,136	1 雑入	15,000	岩手県市町村振興協会市町村振興交付金 農業者年金業務受託金の増 職員駐車場利用協力金の減 雇用保険料被保険者負担金の減 建物及び車両共済金の増 総合賠償補償保険金の増 後期高齢者健康診査事業費補助金の増 光熱水費使用料の増 過年度分児童手当返還金 職員給与返納金 後期高齢者歯科健康診査事業費補助金の増 農地中間管理事業業務受託金の増 図面販売代金の増 土地評価精通者業務代金の増 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会派遣職員 負担金 成人式祝金	3,272 251 △181 △51 1,500 77 1,311 100 120 121 69 80 56 24 8,248 3
計	62,137	15,000	77,137				

## (款) 20 町債

## (項) 1 町債

1 総務債	111,000	△11,000	100,000	1 一般補助施設整備 等事業債	△111,000	一般補助施設整備等事業債の減	△111,000
				2 一般単独事業債	100,000	一般事業債	100,000
2 衛生債	236,900	△1,000	235,900	1 一般廃棄物処理事 業債	△1,000	汚泥再処理施設整備事業債の減	△1,000

(款) 20 町債

(項) 1 町債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育債	36,400	50,500	86,900	1 学校教育施設等整備事業債	50,500	小学校施設整備事業債 43,200 中学校施設整備事業債 7,300
計	1,483,968	38,500	1,522,468			

歳

出



3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	131,754	△2,056	129,698				△2,056	9 旅 費	△636	◎議会運営事業の減	△2,056
								11 需 用 費	143	○議会運営事業の減	△1,563
								12 役 務 費	△183	通信運搬費	△183
								14 使用料及び 賃 借 料	△1,261	使用料及び賃借料	△1,261
								18 備品購入費	△119	無線ルータ等備品	△119
										○調査研修事業の減	△636
										普通旅費	△85
										費用弁償	△551
										○議会だより作成事業の増	143
										印刷製本費	143
計	131,754	△2,056	129,698				△2,056				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理 費	384,227	8,597	392,824			8,292	305	3 職員手当等	15,164	◎一般管理事業の増	14,676
								4 共 済 費	△5,754	○特別職給与費の減	△615
								9 旅 費	△433	○一般職員給与費の増	15,213
								13 委 託 料	△46	○一般管理事業の増	78
								19 負担金、補助 及び交付金	△412	賠償金	78
								22 補償、補填 及び賠償金	78	◎人事・服務管理事業の減	△5,249
										○人事・服務管理事業の減	△5,249
										非常勤職員等社会保険料	△5,188
										費用弁償	△22
										職員採用試験共同実施負担金	△5
										安全衛生教育講習負担金	△38
										市町村職員健康福利機構補助 金	4
										◎職員研修事業の減	△830
										○職員研修事業の減	△830
										普通旅費	△411

1 議会費



(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									職員研修委託料 研修受講負担金 市町村職員研修協議会研修負担金 職員研修補助金	△46 △255 △120 2	
2文書広報費	38,055	△149	37,906				△149	13委託料	△149	◎広報広聴事業の減 ○広報事業の減 有線放送広報広聴事業委託料	△149 △149 △149
3財政管理費	4,679	△4,383	296				△4,383	9旅費 13委託料	△29 △4,354	◎財政管理事業の減 ○財政管理事業の減 普通旅費 新公会計制度システム構築委託料	△4,383 △4,383 △29 △4,354
4会計管理費	3,036	△8	3,028				△8	9旅費	△8	◎会計管理事業の減 ○会計管理事業の減 普通旅費	△8 △8 △8
5財産管理費	530,265	△13,935	516,330			1,020	△14,955	1報酬 9旅費 11需用費 13委託料 18備品購入費 25積立金	△281 △243 700 △14,000 △113 2	◎財産管理事業の減 ○公共施設等総合管理事業 公共施設等総合管理基金積立金 ○公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業の減 印刷製本費 公共施設等設計監理委託料 ○バルクリース方式による省CO2改修事業の減 一般職非常勤職員報酬 費用弁償	△14,427 2 2 △14,100 △100 △14,000 △329 △281 △48

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

										◎庁舎管理運営事業の増	800
										○庁舎管理事業の増	800
										光熱水費	800
										◎車両管理運営事業の減	△308
										○車両管理事業の減	△308
										費用弁償	△195
										車両用備品	△113
6企画費	231,795	13,198	244,993	△13,902		17	27,083	1報酬	△1,952	◎企画事業の増	13,848
								4共済費	△250	○企画総務事業の増	16,087
								8報償費	△1,081	住居表示整備審議会委員報酬	△112
								9旅費	△1,216	謝礼	△120
								11需用費	11,404	消耗品費	11,435
								12役務費	44	食糧費	△29
								13委託料	△23,531	通信運搬費	44
								14使用料及び賃借料	△20	ふるさと納税運営業務委託料	4,869
								19負担金、補助及び交付金	△3,091	○地域づくり事業の増	41
								23償還金、利子及び割引料	32,850	町ふるさと基金積立金	41
								25積立金	41	○町づくり事業の減	△954
										謝礼	△180
										普通旅費	△49
										特別旅費	△93
										消耗品費	△2
										さわやか号運行委託料	△600
										矢巾町バス運営協議会負担金	△30
										○地方創生事業の減	△1,326
										地域おこし協力隊報酬	△1,840
										非常勤職員等社会保険料	△250
										謝礼	△605
										普通旅費	△450
										特別旅費	△150
										地方創生事業委託料	△27,800
										使用料及び賃借料	△20
										地域おこし協力隊研修負担金	△65
										地域おこし協力隊住居費負担金	△385

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									定住促進利子補給金 4,389 地方創生補助金 △7,000 地方創生拠点整備交付金前年度返還金 32,850 ◎政策推進事業の減 △650 ○政策推進事業の減 △650 謝礼 △176 普通旅費 △12 特別旅費 △462	
7交通安全 防犯対策 費	9,575	0	9,575	221			△221		財源更正	
8財政調整 基金費	102,309	44,322	146,631			70	44,252	25積立金	44,322	◎財政調整基金積立事業の増 44,322 ○財政調整基金積立事業の増 44,328 財政調整基金積立金 44,328 ○減債基金積立事業の減 △6 減債基金積立金 △6
9コミュニ ティ対策 費	26,610	△4,655	21,955				△4,655	1報酬	△98	◎コミュニティ推進事業の減 △4,655 ○コミュニティ組織育成事業の減 △394 コミュニティ委員報酬 △98 防犯灯電気料補助金 △296 ○コミュニティ施設等整備事業の減 △2,595 行政区掲示板設置事業補助金 △90 防犯灯設置事業補助金 △117 公民館建設事業補助金 △1,339 みどりのふるさと開発事業補助金 △1,049
								8報償費	△6	
								11需用費	△1,017	
								12役務費	△57	
								13委託料	△145	
								14使用料及び 賃借料	△195	

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

								19負担金、補助 及び交付金	△3,137	○消費者行政事業の減 △246 広域消費生活センター負担金 △246 ○町民憲章推進事業の減 △119 燃料費 △3 イベント保険料 △16 煙山種苗ひまわり畑整備委託 料 △100 ○町民運動会運営事業の減 △1,301 謝礼 △6 消耗品費 △675 食糧費 △155 印刷製本費 △184 手数料 △41 のろし打ち上げ委託料 △45 使用料及び賃借料 △195
10電子計算 費	269,442	△604	268,838		△11,000	3,272	7,124	9旅 費	△96	◎電子計算事業の減 △604 ○電子計算業務運営事業の減 △604 普通旅費 △96 使用料及び賃借料 △397 各種技術研修関係受講負担金 △111
								14使用料及び 賃借料	△397	
								19負担金、補助 及び交付金	△111	
計	1,624,993	42,383	1,667,376	△13,681	△11,000	12,671	54,393			

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税费

1税務総務 費	83,999	947	84,946	3,145			△2,198	3職員手当等	947	◎税務総務事業の増 947 ○一般職員給与費の増 947
2賦課徴収 費	37,614	△1,176	36,438				△1,176	7賃 金	△430	◎賦課事業の減 △1,176 ○賦課事業の減 △1,176 臨時雇賃金 △430 費用弁償 △50 通信運搬費 △516
								9旅 費	△50	
								12役 務 費	△516	

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
							13委託料	△200	申告受付システム保守委託料	△178
							19負担金、補助及び交付金	20	申告受付システム改修委託料	△659
									土地評価及び地番図更新業務委託料	637
									軽自動車検査情報提供システム利用負担金	20
計	121,613	△229	121,384	3,145			△3,374			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	44,218	△2,976	41,242	△2,449		100	△627	1報酬	△458	◎戸籍住民基本台帳事業の減	△2,976
								3職員手当等	△200	○一般職員給与費の減	△200
								9旅費	△59	○戸籍住民基本台帳事業の減	△2,776
								11需用費	△412	一般職非常勤職員報酬	△458
								13委託料	△11	普通旅費	△59
								18備品購入費	△59	消耗品費	△120
								19負担金、補助及び交付金	△2,387	印刷製本費	△292
								22補償、補填及び賠償金	610	戸籍システム本籍地番更正業務委託料	△87
計	44,218	△2,976	41,242	△2,449		100	△627			戸籍総合システム保守委託料	22
										戸籍副本データ管理システム保守委託料	△21
										住民基本台帳ネットワークシステム機器廃棄委託料	75
										窓口用備品	△59
										マイナンバー関連業務交付金	△2,387
										住民基本台帳ネットワークシステム機器リース解約補償金	610

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

1選挙管理 委員会費	10,313	△439	9,874				△439	4共 済 費	67	◎適正選挙推進事業の減 ○一般職員給与費の増 ○選挙管理委員会費の減 食糧費 使用料及び賃借料	△439
								11需 用 費	△12		67
								14使用料及び 賃 借 料	△494		△506
2選挙啓発 費	144	△27	117				△27	11需 用 費	△27	◎明るい選挙啓発事業の減 ○明るい選挙啓発事業の減 食糧費	△27
											△27
3衆議院議 員総選挙 及び最高 裁判所裁 判官国民 審査費	14,470	△3,124	11,346	△2,979			△145	1報 酬	△174	◎衆議院議員総選挙及び最高裁判 所裁判官国民審査費の減 ○一般職員給与費の減 ○衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査費の減 開票立会人報酬 投票立会人報酬 一般職非常勤職員報酬 臨時雇賃金 費用弁償 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 通信運搬費 手数料 ポスター掲示場設置及び撤去 業務委託料 投票所仮設スロープ設置及び 撤去業務委託料 使用料及び賃借料 工事材料費 選挙用備品	△3,124
								3職 員 手 当 等	△639		△639
								7賃 金	△16		△2,485
								9旅 費	△15		△105
								11需 用 費	△870		△53
								12役 務 費	△489		△16
								13委 託 料	△127		△16
								14使用料及び 賃 借 料	△237		△16
								16原 材 料 費	△200		△15
								18備 品 購 入 費	△357		△629

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	24,927	△3,590	21,337	△2,979			△611			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

2指定統計費	1,607	△536	1,071	△572			36	1報酬	△450	◎指定統計事業の減	△536
								8報償費	△37	○指定統計調査事業の減	△536
								11需用費	△43	商業統計調査員報酬	△450
								12役務費	△6	謝礼	△37
計	5,501	△536	4,965	△572			36				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1社会福祉総務費	369,180	△5,179	364,001	73			△5,252	3職員手当等	△700	◎社会福祉総務事業の増	1,728
								4共済費	2	○社会福祉総務事業の増	1,728
								8報償費	△43	非常勤職員等社会保険料	2
								9旅費	△20	謝礼	△43
								20扶助費	△1,555	費用弁償	△20
								23償還金、利子及び割引料	5,004	生活困窮者就労準備支援事業	
								28繰出金	△7,867	費等補助金前年度返還金	1,789
		◎重度心身障害者医療費事業の減	△1,018								
		○重度心身障害者医療費助成事業の減	△1,018								
		医療給付費	△1,555								
		医療費助成補助金返還金	537								
		◎国民健康保険運営事業の減	△7,867								
		○国民健康保険事業特別会計繰出事業の減	△7,867								

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

										保険基盤安定繰出金 98 出産育児一時金繰出金 △2,800 国保財政安定化支援繰出金 △5,165 ◎経済対策に伴う臨時福祉給付金 給付事業の増 1,978 ○一般職員給与費の減 △700 ○経済対策に伴う臨時福祉給付 金給付事業の増 2,678 過年度補助金返還金 2,678
2障害福祉 費	617,164	21,958	639,122	△18,709			40,667	9旅 費	△65	◎障害福祉総務事業
								11需 用 費	29	○障害福祉総務事業 普通旅費 △65 修繕料 65
								12役 務 費	△93	◎障害者支援事業の増 17,104
								13委 託 料	△651	○障害者給付事業の減 △23 酸素濃縮器電気使用料助成金 △23
								20扶 助 費	3,238	○障害者自立支援事業の増 20,009 特定障害者特別給付費 706
								23償還金、利子 及び割引料	19,500	自立支援給付費国県負担金過 年度返還金 15,773 障害者医療費国県負担金過年 度返還金 3,530
									○地域生活支援事業の減 △2,882 印刷製本費 △36 通信運搬費 △93 手話奉仕員養成研修事業委託 料 △38 成年後見制度法人後見支援事 業委託料 △300 巡回支援専門員整備事業委託 料 △300 障害児者のニーズ調査業務委 託料 △13 移動支援事業給付費 △1,812	



(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									芸術・文化講座開催等事業給付費 <span style="float:right">△290</span>  ◎障害児福祉事業の増 <span style="float:right">4,854</span> ○障害児福祉事業の増 <span style="float:right">4,854</span> 障害児通所給付費 <span style="float:right">4,249</span> 障害児相談支援給付費 <span style="float:right">408</span> 障害児入所給付費等国県負担金過年度返還金 <span style="float:right">197</span>	
3老人福祉費	607,103	△22,351	584,752	△1,291		20	△21,080	3職員手当等	168	◎老人福祉総務事業の減 <span style="float:right">△2,432</span> ○一般職員給与費の増 <span style="float:right">20</span>
								11需用費	234	○老人福祉総務事業の減 <span style="float:right">△2,452</span> 通信運搬費 <span style="float:right">△52</span>
								12役務費	△52	高齢者にやさしい住まいづくり推進事業補助金 <span style="float:right">△2,400</span>
								13委託料	1,767	◎老人保護措置事業の増 <span style="float:right">234</span> ○老人保護措置事業の増 <span style="float:right">234</span> 老人保護措置委託料 <span style="float:right">234</span>
								19負担金、補助及び交付金	△11,288	◎介護予防事業の増 <span style="float:right">1,557</span> ○日常生活支援事業の増 <span style="float:right">1,557</span>
								20扶助費	24	一人暮らし老人緊急通報システム管理委託料 <span style="float:right">△300</span> 軽度生活援助事業委託料 <span style="float:right">2,000</span> 在宅老人配食サービス事業委託料 <span style="float:right">△167</span> 家族介護用品給付費 <span style="float:right">24</span>
								28繰出金	△13,204	◎介護予防施設事業の増 <span style="float:right">234</span> ○介護予防施設運営事業の増 <span style="float:right">234</span> 燃料費 <span style="float:right">234</span>

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

										◎介護保険運営事業の減	△13,364
										○一般職員給与費の増	148
										○低所得利用者負担対策事業の減	△308
										社会福祉法人利用者負担減免事業補助金	△308
										○介護保険事業特別会計繰出事業の減	△13,204
										介護給付費繰出金	△10,140
										事務費等繰出金	△3,250
										低所得者保険料軽減繰出金	186
										◎後期高齢者医療運営事業の減	△8,580
										○岩手県後期高齢者医療広域連合運営事業の減	△8,580
										岩手県後期高齢者医療広域連合負担金	△8,580
4 保健福祉交流センター費	17,083	304	17,387				304	11 需用費	251	◎保健福祉交流センター管理運営事業の増	304
								12 役務費	80	○保健福祉交流センター維持管理事業の増	304
								14 使用料及び賃借料	△27	光熱水費	100
										修繕料	151
										手数料	80
										使用料及び賃借料	△27
5 保養センター費	55,811	0	55,811			△1	1			財源更正	
計	1,666,341	△5,268	1,661,073	△19,927		19	14,640				

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	115,481	2,522	118,003			100	2,422	1 報酬	△350	◎児童福祉総務事業の増	2,211
								4 共済費	200	○児童家庭相談事業の増	2,211
										一般職非常勤職員報酬	△350

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									9旅 費 △30 11需 用 費 311 23償還金、利子及び割引料 2,391 ◎健全育成事業の増 311 ○児童館運営事業の増 311 光熱水費 100 修繕料 211	
2児童措置費	451,879	0	451,879	9		120	△129		財源更正	
3児童福祉施設費	1,102,686	10,854	1,113,540	10,744		△4,075	4,185		◎児童福祉施設総務事業の減 △2,366 ○保育行政事業の減 △2,366 保育業務システムコンビニ収納改修委託料 △2,366 ◎町立保育園事業の減 △774 ○一般職員給与費の減 △774 ◎保育委託事業の増 12,079 ○保育委託事業の増 12,079 町内私立保育園運営委託料 12,079 ◎認定こども園施設型給付事業の増 4,842 ○認定こども園施設型給付事業の増 4,842 認定こども園施設型給付費 4,842	
									3職員手当等 △774 13委 託 料 9,713 20扶 助 費 1,915	

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

										◎地域型保育給付事業の減	△2,927	
										○地域型保育給付事業の減	△2,927	
										地域型保育給付費	△2,927	
4母子福祉費	117,696	1,509	119,205				1,509	12	役 務 費	245	◎母子福祉医療費助成事業の増	1,509
								13	委 託 料	△144	○母子福祉医療費総務事業の減	△144
								20	扶 助 費	1,342	医療費給付データ磁気媒体変換業務委託料	12
								23	償還金、利子及び割引料	66	県単独医療費給付システム改修委託料	△156
											○子ども医療費助成事業の増	1,440
											手数料	240
											医療給付費	1,196
											医療費助成補助金返還金	4
											○妊産婦医療費助成事業の増	568
											手数料	5
											医療給付費	501
											医療費助成補助金返還金	62
											○寡婦医療費助成事業の減	△355
											医療給付費	△355
計	1,787,742	14,885	1,802,627	10,753		△3,855	7,987					

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	169,381	△3,797	165,584			1,380	△5,177	1	報 酬	△309	◎保健衛生総務事業の減	△326
								3	職員手当等	△167	○一般職員給与費の減	△167
								4	共 済 費	△25	○保健衛生総務事業の減	△72
											非常勤職員等社会保険料	△36
											印刷製本費	△92
											修繕料	6
								8	報 償 費	△87	後期高齢者歯科健康診査委託料	50
								9	旅 費	△186	○健康福祉大会事業の減	△87
											報償費	△77
								11	需 用 費	△86	謝礼	△10

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								13委 託 料	△258	◎成人検診事業の減 △580
								19負担金、補助 及び交付金	△2,679	○成人検診事業の減 △580 一般職非常勤職員報酬 △205 費用弁償 △51 特別旅費 △16 各種がん検診委託料 △308
										◎母子保健事業の減 △2,891
										○母子保健事業の減 △511
										一般職非常勤職員報酬 △104
										非常勤職員等社会保険料 1
										費用弁償 △109
										妊婦県外健診助成金 △299
										○不妊治療費助成事業の減 △2,380
										一般不妊治療費助成金 △250
										特定不妊治療費助成金 △2,130
										◎精神保健事業
										○精神保健事業
										非常勤職員等社会保険料 10
										普通旅費 △10
2予防費	92,998	△1,134	91,864				△1,134	1報 酬	△196	◎予防接種事業の減 △1,134
								11需 用 費	62	○予防接種事業の減 △1,134
								13委 託 料	△1,000	一般職非常勤職員報酬 △196
										印刷製本費 62
										各種予防接種委託料 △1,000
計	262,379	△4,931	257,448				1,380			△6,311

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 環境衛生費

1環境衛生 総務費	784,399	△11,426	772,973	△1,764	△1,000	1,000	△9,662	9旅 費	△101	◎環境衛生事業の減	△2,296
								12役 務 費	△3	○環境衛生事業の減 特別旅費	△2,091 △86
								13委 託 料	△205	県央ブロックごみ処理広域化 推進協議会負担金	△2,055
								17公 有 財 産 購 入 費	1,000	環境衛生事業推進補助金	50
								19負担金、補助 及び交付金	△12,117	○環境美化事業の減 不法投棄防止パトロール事業 委託料	△205 △205
2環境保全 費	2,588	278	2,866				278	19負担金、補助 及び交付金	278	◎浄化槽設置整備事業の減	△3,321
										○浄化槽設置整備事業の減 普通旅費	△3,321 △15
										通信運搬費	△3
										諸会議負担金	△3
										浄化槽設置整備事業費補助金	△3,300
3斎場費	17,049	△1,384	15,665				△1,384	15工 事 請 負 費	△1,384	◎ごみ処理場運営事業の減	△6,809
										○ごみ処理場運営事業の減 環境施設組合負担金	△6,809 △6,809
										◎墓地経営許可事業	1,000
										○墓地経営許可事業 土地購入費	1,000 1,000
										◎環境保全事業の増	278
計	804,036	△12,532	791,504	△1,764	△1,000	1,000	△10,768			○環境保全事業の増 新エネルギー導入事業補助金	278 278
										◎矢巾斎苑運営事業の減	△1,384
										○矢巾斎苑維持管理事業の減 工事請負費	△1,188 △1,188
										○矢巾斎苑整備事業の減 工事請負費	△196 △196

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1労働諸費	37,533	△166	37,367				△166	19負担金、補助及び交付金	△166	◎就労者支援事業の減 ○就労者支援事業の減 盛岡地区共同福祉施設運営費負担金	△166 △166 △166
計	37,533	△166	37,367				△166				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1農業委員会費	30,739	△457	30,282	410		275	△1,142	3職員手当等	△163	◎農業委員会総務事業の減 ○一般職員給与費の減 ○農業委員会総務事業の減 普通旅費 費用弁償 会長交際費	△457 △163 △294 △36 △288 30
								9旅費	△324		
								10交際費	30		
2農業総務費	70,286	△3,158	67,128	△2,911			△247	3職員手当等	157	◎農政対策事業の増 ○一般職員給与費の増 ○農政対策事業の減 県農林統計協会負担金 農業対策会議負担金 紫波地域農業気象協議会負担金 農業者団体補助金	48 157 △109 △19 230 △90 △230
								13委託料	△206		
								19負担金、補助及び交付金	△3,109		
										◎経営構造対策事業の減 ○担い手育成事業の減 新規就農総合支援事業補助金	△3,000 △3,000 △3,000
										◎農業振興地域整備促進事業の減 ○優良農地等確保促進事業の減 矢巾農業振興地域整備計画策定業務委託料	△206 △206 △206

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

3 農業振興費	45,061	△4,744	40,317	△2,566		80	△2,258	8 報 償 費	△21	◎農業振興事業の減	△2,075
								9 旅 費	△10	○農業振興総務事業の減	△26
								11 需 用 費	△8	農業用廃プラスチック適正処理事業補助金	△26
								12 役 務 費	△5	○青果物価格安定対策事業の減	△2,049
								19 負担金、補助及び交付金	△4,700	岩手中央青果物価格安定対策協議会負担金	△347
										岩手県農畜産物価格安定基金協会負担金	△1,702
										◎農作物流通消費事業の増	59
										○農作物流通消費拡大事業の増	59
										米消費純増対策事業補助金	59
										◎生産調整推進対策事業の減	△902
										○推進指導事業の減	△44
										謝礼	△21
										普通旅費	△10
										消耗品費	△8
										通信運搬費	△5
										○生産調整推進対策特別事業の減	△58
										経営所得安定対策推進事業補助金	△58
										○人・農地問題解決推進事業の減	△800
										法人化支援交付金	△800
										◎農業生産振興対策事業の減	△1,780
										○菌茸生産振興対策事業の減	△1,705
										特用林産施設等体制整備事業補助金	△1,705
										○やはば集落営農応援事業の減	△75
										やはば集落営農応援事業補助金	△75



(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									◎農業制度資金事業の減 △46 ○農業制度資金利子補給事業の減 △46 農業近代化資金利子補給金 △37 農業経営基盤強化資金利子補給金 △9	
4畜産業費	2,115	70	2,185			5	65	8報償費 △15 9旅費 △15 19負担金、補助及び交付金 △44 23償還金、利子及び割引料 138 25積立金 6	◎畜産振興事業の減 △30 ○畜産振興総務事業の減 △30 謝礼 △10 表彰費 △5 普通旅費 △15 ◎家畜衛生予防事業の減 △44 ○家畜衛生予防事業の減 △44 県中央家畜衛生協議会負担金 △1 牛ウイルス性下痢予防注射事業補助金 △43 ◎畜産生産振興事業の増 144 ○畜産振興総合対策事業の増 144 岩手県畜産振興総合対策推進指導事業費補助金返還金 138 畜産振興基金積立金 6	
5農地費	462,876	△112,168	350,708	△58,824				13委託料 △9,172 15工事請負費 △102,996	◎農業基盤整備事業の減 △112,168 ○農地耕作条件改善事業の減 △112,168 農地耕作条件改善事業設計業務委託料 △9,172 工事請負費 △102,996	

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

6 農村総合 整備事業 費	166,802	692	167,494				692	13 委 託 料	1,016	◎農業研修施設事業の増 ○農村環境改善センター管理事 業の減 工事請負費 ○農村環境改善センター運営事 業の増 農村環境改善センター指定管 理料	692
								15 工 事 請 負 費	△324		△324 △324 1,016 1,016
7 農業構造 改善事業 促進対策 費	4,162	0	4,162			△6	6			財源更正	
計	794,702	△119,765	674,937	△63,891		△52,990	△2,884				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

1 林業振興 費	8,706	△729	7,977	△1,520			791	12 役 務 費	△125	◎林業総務事業の減 ○林業総務事業の減 通信運搬費 県公有林野協議会負担金 森林・山村多面的機能発揮交 付金事業負担金  ◎林業振興対策事業の減 ○林業振興事業の減 森林巡視業務委託料 森林病虫害等防除補助金 ○町有林部分林管理事業の減 町有林森林災害共済保険料 町有林管理業務委託料	△215 △215 △122 △2 △91  △514 △405 △151 △254 △109 △3 △106
								13 委 託 料	△257		
								19 負担金、補助 及び交付金	△347		
計	8,706	△729	7,977	△1,520			791				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 商工総務費	42,902	△63	42,839				△63	8 報 償 費	△38	◎商工総務事業の減	△63
								11 需 用 費	△25	○商工総務事業の減 謝礼 食糧費	△63 △38 △25
2 商工振興費	19,018	77	19,095				77	9 旅 費	△3	◎商工業振興事業の増	77
								19 負担金、補助 及び交付金	80	○商工業振興事業の増 商工振興対策事業補助金 ○中小企業支援事業の減 普通旅費	80 80 △3 △3
3 企業誘致 推進費	1,683	△46	1,637				△46	19 負担金、補助 及び交付金	△46	◎企業誘致推進事業の減	△46
4 観光費	17,421	△2,022	15,399				△2,022	8 報 償 費	△380	◎観光推進事業の減	△2,022
								9 旅 費	△179	○観光振興対策事業の減 普通旅費 特別旅費	△1,395 △130 △49
								12 役 務 費	△55	町内花播種作業委託料 使用料及び賃借料	△807 △409
								13 委 託 料	△999	○特産品開発事業の減 報償費	△627 △380
								14 使用料及び 賃 借 料	△409	通信運搬費 特産品開発事業委託料	△55 △192
5 自然公園 施設費	5,124	△522	4,602			△5	△517	7 賃 金	△56	◎自然公園管理運営事業の減	△522
								11 需 用 費	△101	○自然公園維持管理事業の減 人夫賃金 光熱水費	△522 △56 △101
								12 役 務 費	△124	手数料	△124

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

								13委託料	△156	トイレ浄化槽保守点検委託料	△38
								14使用料及び賃借料	△85	施設管理委託料 使用料及び賃借料	△118 △85
計	94,844	△2,576	92,268				△5	△2,571			

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

1道路橋梁総務費	71,576	5,000	76,576				5,000	11需用費	5,000	◎道路橋梁総務事業の増 ○道路橋梁総務事業の増 光熱水費	5,000 5,000 5,000
2道路維持費	258,340	69,400	327,740				69,400	3職員手当等	400	◎除雪事業の増 ○一般職員給与費の増	69,400 400
								13委託料	69,000	○除雪事業の増 除雪委託料	69,000 69,000
3道路新設改良費	1,249,148	0	1,249,148					13委託料	△13,200	◎道路新設改良事業 ○交通安全施設整備事業	
								15工事請負費	1,700	測量調査設計業務委託料 工事請負費	△1,700 1,700
								17公有財産購入費	11,500	◎岩手医科大学関連道路整備事業 ○岩手医科大学関連道路整備事業 測量調査設計業務委託料 土地購入費	△11,500 11,500
4橋梁維持費	107,860	0	107,860					13委託料	△7,500	◎橋梁長寿命化事業 ○橋梁長寿命化事業	
								15工事請負費	7,500	測量調査設計業務委託料 工事請負費	△7,500 7,500
計	1,686,924	74,400	1,761,324				74,400				

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2河川改良費	8,600	2,160	10,760				2,160	15工事請負費	2,160	◎河川改良事業の増 ○河川改良事業の増 工事請負費	2,160 2,160 2,160
計	25,586	2,160	27,746				2,160				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1都市計画総務費	64,084	480	64,564	△65		81	464	1報酬	△14	◎都市計画総務事業の増 ○都市計画総務事業の増 都市計画審議会委員報酬 謝礼 特別旅費 印刷製本費 法規追録代 都市計画マスタープラン改定 業務委託料 諸会議負担金 ○矢幅駅東西自由通路等維持管 理事業の増 光熱水費 修繕料	480 33 △14 △10 △69 △22 △30 198 △20 447 385 62
								8報償費	△10		
								9旅費	△69		
								11需用費	395		
								13委託料	198		
								19負担金、補助及び交付金	△20		
2土地区画整理費	605,896	△693	605,203				△693	9旅費	△245	◎土地区画整理事業の減 ○土地区画整理総務事業の減 普通旅費	△245 △245 △245
								28繰出金	△448	◎矢幅駅周辺土地区画整理事業の減 ○矢幅駅周辺土地区画整理事業 特別会計繰出事業の減 事業費繰出金	△448 △448 △448

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

3街路事業費	88	△37	51				△37	9旅費	△37	◎街路事業の減 ○街路総務事業の減 普通旅費	△37 △37 △37
5公園費	22,116	△48	22,068			△85	37	11需用費	207	◎都市公園事業の減 ○都市公園総務事業の減 公園遊具保守点検業務委託料 機械設備保守点検委託料 諸会議負担金 ○都市公園維持補修事業の増 修繕料	△48 △255 △212 △38 △5 207 207
								13委託料	△250		
								19負担金、補助 及び交付金	△5		
計	837,743	△298	837,445	△65		△4	△229				

## (款) 8 土木費

## (項) 5 住宅費

1住宅管理費	55,466	△11,958	43,508	△2,984		1,540	△10,514	11需用費	△87	◎住宅管理事業の減 ○住宅管理事業の減 印刷製本費 消火設備点検業務委託料 建築物定期報告委託料 工事請負費 ◎住宅耐震改修支援事業の減 ○住宅耐震改修支援事業の減 木造住宅耐震改修工事助成事 業補助金 ◎被災者住宅再建支援事業の減 ○被災者住宅再建支援事業の減 被災者住宅再建支援事業補助 金 生活再建住宅支援事業補助金	△7,843 △7,843 △87 △98 △98 △7,560 △617 △617 △617 △3,498 △3,498 △2,000 △1,498
								13委託料	△196		
								15工事請負費	△7,560		
								19負担金、補助 及び交付金	△4,115		
計	55,466	△11,958	43,508	△2,984		1,540	△10,514				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1常備消防費	241,454	△4,258	237,196				△4,258	19負担金、補助及び交付金	△4,258	◎常備消防事業の減 ○常備消防事業の減 広域消防本部運営費負担金 矢巾分署維持管理運営費負担金 広域消防本部事務局負担金	△4,258 △4,258 △886 △2,707 △665
2非常備消防費	57,002	△302	56,700				△302	8報償費	△302	◎非常備消防事業の減 ○消防演習事業の減 表彰費	△302 △302 △302
3消防施設費	35,500	49	35,549				49	19負担金、補助及び交付金	49	◎消防施設整備事業の増 ○消防施設維持事業の増 防災無線設備維持管理負担金	49 49 49
計	428,718	△4,511	424,207				△4,511				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	59,204	125	59,329	100			25	12 役務費	50	◎教育委員会事務局運営事業の増 ○教育委員会事務局運営事業の増 通信運搬費 町派遣指導主事負担金 安全衛生教育講習負担金	55 55 50 119 △114
								19 負担金、補助及び交付金	5		
								23 償還金、利子及び割引料	70	◎学校教育指導事業の増 ○学校教育指導事業の増 教育支援体制整備事業費補助金返還金	70 70 70

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

3教育振興費	55,961	△3,301	52,660	△54		82	△3,329	8報償費	54	◎教育振興総務事業の減	△3,235
								9旅費	△66	○教育振興総務事業の減	△3,235
								11需用費	△120	表彰費	54
								13委託料	△432	燃料費	△120
								19負担金、補助及び交付金	△2,868	学齡簿就学管理システムデータ連携構築委託料	△432
								25積立金	131	私立幼稚園運営費補助金	△380
										私立幼稚園就園奨励費補助金	△3,000
										児童生徒各種大会参加費補助金	512
										教育施設整備基金積立金	131
										◎教育研究所運営事業の減	△66
										○学校適応指導事業の減	△66
										費用弁償	△66
計	116,705	△3,176	113,529	46		82	△3,304				

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

1学校管理費	111,819	96,362	208,181	29,226	43,200		23,936	3職員手当等	△200	◎小学校管理事業の増	96,824
								11需用費	1,446	○一般職員給与費の減	△200
								13委託料	6,521	○小学校維持管理事業の増	96,492
								15工事請負費	88,063	燃料費	1,181
								18備品購入費	532	光熱水費	△234
										修繕料	499
										建築物定期報告業務委託料	△386
										設計業務委託料	8,029
										空調装置保守点検委託料	△660
										工事請負費	88,063
										○小学校整備事業の増	532
										管理備品	532
										◎小学校保健衛生事業の減	△462
										○小学校保健衛生事業の減	△462
										児童各種検査委託料	△160
										教職員各種検査委託料	△302



(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2教育振興費	27,950	△493	27,457	△110			△383	8報償費 20扶助費	△59 △434	◎小学校教育振興事業の減 ○小学校教育振興事業の減 謝礼 準要保護就学援助費 特別支援教育就学奨励費	△493 △493 △59 △300 △134
計	139,769	95,869	235,638	29,116	43,200		23,553				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	53,318	28,928	82,246	5,741	7,300	△6	15,893	3職員手当等	△91	◎中学校管理事業の増 ○一般職員給与費の減	29,332 △91
								11需用費	1,591	○中学校維持管理事業の増 燃料費	29,423 462
								13委託料	1	光熱水費	662
								15工事請負費	27,368	修繕料 設計業務委託料	467 1,397
								18備品購入費	59	空調装置保守点検委託料 建築物定期報告業務委託料 工事請負費	△711 △222 27,368
2教育振興費	42,063	△400	41,663	△149			△251	20扶助費	△400	◎中学校教育振興事業の減 ○中学校教育振興事業の減 生徒各種検査委託料 教職員各種検査委託料 保健用備品	△404 △404 △250 △213 59
										◎中学校教育振興事業の減 ○中学校教育振興事業の減 準要保護就学援助費	△400 △400 △400
計	95,381	28,528	123,909	5,592	7,300	△6	15,642				

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

1 社会教育 総務費	57,782	136	57,918			195	△59	3 職員手当等	136	◎社会教育振興事業の増 ○一般職員給与費の増	136 136
2 公民館費	69,565	△140	69,425				△140	3 職員手当等	△152	◎矢巾町公民館事業の減 ○一般職員給与費の減	△140 △152
								11 需用費	301	○矢巾町公民館維持管理事業の 増 燃料費	504 504
								12 役務費	△70	○矢巾町公民館運営事業の減 消耗品費	△363 △183
								14 使用料及び 賃借料	△90	賄材料代 手数料	△20 △70
								15 工事請負費	△129	使用料及び賃借料 ○矢巾町公民館整備事業の減 工事請負費	△90 △129 △129
4 文化財保 護費	12,291	△1,683	10,608	△886			△797	1 報酬	△900	◎文化財保護事業の減 ○文化財保護事業の減	△50 △50
								4 共済費	△37	修繕料 通信運搬費	△30 △20
								8 報償費	△198	◎埋蔵文化財保護事業の減 ○埋蔵文化財発掘調査事業の減	△1,633 △1,633
								9 旅費	△163	一般職非常勤職員報酬 非常勤職員等社会保険料	△900 △37
								11 需用費	△30	謝礼 特別旅費	△198 △163
								12 役務費	△20	遺物保存及び分析業務委託料 補修材料費	△170 △165
								13 委託料	△170		
								16 原材料費	△165		
5 史跡公園 建設費	9,705	△3,630	6,075				△3,630	8 報償費	△158	◎徳丹城跡整備事業の減 ○史跡公園総務事業の減	△3,630 △77
								9 旅費	△82	普通旅費	△34



## (款) 10 教育費

## (項) 5 保健体育費

								13委託料	△258	除雪委託料	△96
								19負担金、補助及び交付金	62	共同調理場カロリーメイクサーバ構築業務委託料	△162
										岩手県学校給食センター等連絡協議会負担金	△1
										安全衛生推進者養成講習会負担金	△10
										学校給食運営費補助金	73
計	195,609	△2,755	192,854				△2,755				

## (款) 12 公債費

## (項) 1 公債費

2利子	85,082	△6,000	79,082				△6,000	23償還金、利子及び割引料	△6,000	◎公債費利子償還事業の減	△6,000
										○公債費利子償還事業の減	△6,000
										町債利子償還金	△6,000
計	1,059,600	△6,000	1,053,600				△6,000				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
小規模小口資金保証料補給	岩手県信用保証協会が定める保証料のうち1.0%以内の額			平成29年度から平成33年度まで	244				244
戸籍総合システム導入事業	22,745			平成29年度から平成34年度まで	22,745				22,745
住民情報システム更新事業	5,298			平成29年度から平成34年度まで	5,298				5,298
農業近代化資金利子補給事業	借入残額の0.5%以内の利子補給			平成29年度から平成35年度まで	29				29
中小企業振興資金利子補給	借入金額の1.5%以内の利子補給			平成29年度から平成36年度まで	1,734				1,734
個人住宅取得資金利子補給	借入残額に係る利子のうち20万円以内の額			平成29年度から平成36年度まで	54,558				54,558

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	4,203,876	3,922,063	1,181,800	599,330	4,504,533
(1) 総務	790,630	745,322	230,700	52,615	923,407
(2) 民生	155,866	153,880		8,226	145,654
(3) 衛生	8,225	103,557	235,900	902	338,555
(4) 農林水産	460				
(5) 商工					
(6) 土木	1,231,250	1,087,521	571,200	192,836	1,465,885
(7) 公営住宅	12,900	12,900			12,900
(8) 消防	64,198	52,332	57,100	8,635	100,797
(9) 教育	1,940,347	1,766,551	86,900	336,116	1,517,335
2 災害復旧債	394,905	362,775		60,922	301,853
3 減税補てん債	149,837	124,641		25,598	99,043
4 臨時財政対策債	4,243,729	4,389,902	436,768	289,591	4,537,079
合 計	8,992,347	8,799,381	1,618,568	975,441	9,442,508

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考			
			報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率:月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当	計						
補正後	長 等	2		16,428	5,117 (3.30)			257		33		21,835	1,968	23,803	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		16,778 (3.30)							69,830	21,525	91,355		
	その他の 特別職	874	42,336	6,780	1,440 (3.30)			89		42		50,687	1,771	52,458	退職手当負担金	1,268
	計	894	95,388	23,208	23,335 (3.30)			346		75		142,352	25,264	167,616	退職手当負担金	4,341
補正前	長 等	2		16,428	5,117 (3.30)			257		33		21,835	2,583	24,418	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		16,778 (3.30)							69,830	21,525	91,355		
	その他の 特別職	891	47,168	6,780	1,440 (3.30)			89		42		55,519	1,771	57,290	退職手当負担金	1,268
	計	911	100,220	23,208	23,335 (3.30)			346		75		147,184	25,879	173,063	退職手当負担金	4,341
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)			0		0		0	△ 615	△ 615	退職手当負担金	0
	議 員	0	0		0 (0.00)							0	0	0		
	その他の 特別職	△ 17	△ 4,832	0	0 (0.00)			0		0		△ 4,832	0	△ 4,832	退職手当負担金	0
	計	△ 17	△ 4,832	0	0 (0.00)			0		0		△ 4,832	△ 615	△ 5,447	退職手当負担金	0

2 一般職  
(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	165 【2】	(149,009)	569,801	314,927	884,728 (149,009)	178,273 (12,783)	1,063,001 (161,792)	退職手当負担金 121,651 児童手当 8,280
補正前	165 【2】	(149,359)	569,801	314,548	884,349 (149,359)	178,157 (18,087)	1,062,506 (167,446)	退職手当負担金 108,444 児童手当 8,280
比 較	0 【0】	(△350)	0	379	379 (△350)	116 (△5,304)	495 (△5,654)	退職手当負担金 13,207 児童手当 0

※【】内は再任用短時間勤務職員について外書き、( )内は一般職非常勤職員について外書き。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当
	補正後	13,883	8,412	11,709	131,609	83,769	12,567	7,560	372	513	44,518	15	0
	補正前	13,883	8,412	11,709	131,743	83,769	12,454	7,560	372	513	44,118	15	0
	比 較	0	0	0	△134	0	113	0	0	0	400	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	379	制度改正による増減分		
		その他の増減分	379	除雪業務等に係る分 379



平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成29年度矢巾町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成29年度矢巾町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
ア 上水道第3次拡張事業	1,039,574千円	△13,279千円	1,026,295千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 水道事業収益	729,953千円	22,179千円	752,132千円
第1項 営業収益	685,877千円	19,950千円	705,827千円
第2項 営業外収益	44,076千円	2,229千円	46,305千円
支出			
第1款 水道事業費用	511,045千円	△27,447千円	483,598千円
第1項 営業費用	470,427千円	△27,447千円	442,980千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 560,966千円は当年度分消費税資本的収支調整額 80,093千円及び損益勘定留保資金 480,873千円で補てんするものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	718,863千円	△17,242千円	701,621千円
第1項 企業債	600,000千円	△20,000千円	580,000千円
第2項 国庫補助金	99,341千円	△9,933千円	89,408千円
第3項 負担金	19,522千円	12,691千円	32,213千円
支出			
第1款 資本的支出	1,322,904千円	△60,317千円	1,262,587千円
第1項 建設改良費	1,173,769千円	△60,317千円	1,113,452千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
水道事業債	600,000千円	△20,000千円	580,000千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第8条中「23,066千円」を「20,154千円」に改める。

平成30年3月20日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第3号）

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			729,953	22,179	752,132	
	1 営業収益		685,877	19,950	705,827	
		1 給水収益	668,783	19,792	688,575	
		2 受託工事収益	100	△ 100	0	
		3 その他の営業収益	16,994	258	17,252	
	2 営業外収益		44,076	2,229	46,305	
		1 受取利息及び配当金	4,840	△ 37	4,803	
		2 長期前受金戻入	39,144	2,071	41,215	
		3 雑収益	92	195	287	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			511,045	△ 27,447	483,598	
	1 営業費用		470,427	△ 27,447	442,980	
		1 原水及び浄水費	101,846	△ 21,498	80,348	
		2 配水及び給水費	71,566	△ 10,703	60,863	
		3 受託工事費	1,080	△ 1,080	0	
		4 総係費	117,356	△ 987	116,369	
		5 減価償却費	168,579	16,362	184,941	
		6 資産減耗費	10,000	△ 9,541	459	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入			718,863	△ 17,242	701,621	
	1 企業債		600,000	△ 20,000	580,000	
		1 企業債	600,000	△ 20,000	580,000	
	2 国庫補助金		99,341	△ 9,933	89,408	
		1 国庫補助金	99,341	△ 9,933	89,408	
	3 負担金		19,522	12,691	32,213	
		1 工事負担金	16,986	12,374	29,360	
		2 他会計負担金	2,536	317	2,853	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の支出			1,322,904	△ 60,317	1,262,587	
	1 建設改良費		1,173,769	△ 60,317	1,113,452	
		1 営業設備費	99,375	△ 40,353	59,022	
		2 受託工事費	34,820	△ 6,685	28,135	
		3 第3次拡張 事業費	1,039,574	△ 13,279	1,026,295	

平成29年度矢巾町水道事業補正（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書

（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正予定額	計
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当年度純利益（△は純損失）	190,013,000	40,617,000	230,630,000
減価償却費	168,579,000	16,362,000	184,941,000
引当金の増減額（△は減少）	△ 268,000	△ 118,000	△ 386,000
長期前受金戻入額	△ 39,144,000	△ 2,071,000	△ 41,215,000
受取利息及び受取配当金	△ 4,840,000	37,000	△ 4,803,000
支払利息	40,517,000	0	40,517,000
固定資産除却損	10,000,000	△ 9,541,000	459,000
小計	364,857,000	45,286,000	410,143,000
利息及び配当金の受取額	4,840,000	△ 37,000	4,803,000
利息の支払額	△ 40,517,000	0	△ 40,517,000
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>329,180,000</b>	<b>45,249,000</b>	<b>374,429,000</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出	△1,087,862,000	55,863,000	△1,031,999,000
国庫補助金等による収入	115,291,000	2,117,000	117,408,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金等による収入	2,536,000	317,000	2,853,000
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 970,035,000</b>	<b>58,297,000</b>	<b>△ 911,738,000</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	600,000,000	△ 20,000,000	580,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 149,134,581	0	△ 149,134,581
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>450,865,419</b>	<b>△ 20,000,000</b>	<b>430,865,419</b>
資金増減額	△ 189,989,581	83,546,000	△ 106,443,581
資金期首残高	393,156,884	0	393,156,884
<b>資金期末残高</b>	<b>203,167,303</b>	<b>83,546,000</b>	<b>286,713,303</b>



## 参 考 資 料

平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書

平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第3号）

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業収益				729,953
	1 営業収益			685,877
		1 給水収益		668,783
			1 水道料金	668,783
		2 受託工事収益		100
			1 受託工事収益	100
		3 その他の 営業収益		16,994
			1 他会計負担金	15,040
			2 手数料	1,534
			3 雑収益	420
	2 営業外収益			44,076
		1 受取利息及び 配当金		4,840
			1 預金利息	40
		2 長期前受金 戻入		39,144
			1 長期前受金戻入	39,144
		3 雑収益		92
			1 その他雑収益	92



(単位：千円)

補正予定額	計	備考
22,179	752,132	
19,950	705,827	
19,792	688,575	
19,792	688,575	
△ 100	0	
△ 100	0	
258	17,252	
△ 317	14,723	一般会計負担金の減
155	1,689	給水装置工事検査手数料の増ほか
420	840	広告料の増
2,229	46,305	
△ 37	4,803	
△ 37	3	
2,071	41,215	
2,071	41,215	
195	287	
195	287	給配水管破損工事補償金の増ほか

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業費用				511,045
	1 営業費用			470,427
		1 原水及び 浄水費		101,846
			13 委託料	15,661
			16 修繕費	26,752
			18 動力費	45,163
			19 薬品費	5,331
		2 配水及び 給水費		71,566
			13 委託料	11,893
			16 修繕費	55,586
		3 受託工事費		1,080
			17 工事請負費	1,080
		4 総係費		117,356
			11 印刷製本費	3,104
			27 報償費	800
			32 貸倒損失	23
			33 貸倒引当金額 繰入金額	187
		5 減価償却費		168,579
			1 有形固定資産 減価償却費	168,579
		6 資産減耗費		10,000
			1 固定資産 除却費	10,000

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 27,447	483,598	
△ 27,447	442,980	
△ 21,498	80,348	
△ 794	14,867	水質検査委託料の減
△ 16,434	10,318	水道施設修繕費の減
△ 3,770	41,393	
△ 500	4,831	
△ 10,703	60,863	
△ 5,858	6,035	給配水管漏水調査委託料の減ほか
△ 4,845	50,741	給配水管漏水修繕費の減ほか
△ 1,080	0	
△ 1,080	0	
△ 987	116,369	
△ 500	2,604	
△ 400	400	
31	54	
△ 118	69	
16,362	184,941	
16,362	184,941	
△ 9,541	459	
△ 9,541	459	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的收入				718,863
	1 企業債			600,000
		1 企業債		600,000
			1 企業債	600,000
	2 国庫補助金			99,341
		1 国庫補助金		99,341
			1 交付金	99,341
	3 負担金			19,522
		1 工事負担金		16,986
			1 受益者負担金	13,986
			2 工事補償費	3,000
		2 他会計負担金		2,536
			1 他会計負担金	2,536

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的支出				1,322,904
	1 建設改良費			1,173,769
		1 営業設備費		99,375
			8 備消耗品費	38,290
			17 工事請負費	61,085
		2 受託工事費		34,820
			17 工事請負費	34,626
			28 工事負担金	194
		3 第3次拡張 事業費		1,039,574
			13 委託料	75,938

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 17,242	701,621	
△ 20,000	580,000	
△ 20,000	580,000	
△ 20,000	580,000	水道事業債の減
△ 9,933	89,408	
△ 9,933	89,408	
△ 9,933	89,408	生活基盤施設耐震化等交付金の減
12,691	32,213	
12,374	29,360	
4,374	18,360	
8,000	11,000	
317	2,853	
317	2,853	一般会計負担金の増

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 60,317	1,262,587	
△ 60,317	1,113,452	
△ 40,353	59,022	
△ 13,810	24,480	水道設備予備品購入費の減ほか
△ 26,543	34,542	水道施設更新費の減
△ 6,685	28,135	
△ 6,491	28,135	配水管布設替工事費の減ほか
△ 194	0	水管橋添架負担金の減
△ 13,279	1,026,295	
△ 13,279	62,659	水道施設設計委託料の減

平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成29年度矢巾町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業			
ア 公共下水道			
管渠建設改良事業	130,718千円	5,678千円	136,396千円
イ 流域下水道建設負担金	105,197千円	△20,468千円	84,729千円
ウ 農業集落排水			
処理場建設改良事業	46,900千円	△5,425千円	41,475千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 公共下水道事業収益	643,065千円	60,569千円	703,634千円
第1項 営業収益	360,320千円	54,810千円	415,130千円
第2項 営業外収益	282,745千円	5,759千円	288,504千円
第2款 農業集落排水事業収益	309,473千円	4,262千円	313,735千円
第1項 営業収益	61,286千円	3,133千円	64,419千円
第2項 営業外収益	248,187千円	1,129千円	249,316千円
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	678,292千円	21,475千円	699,767千円
第1項 営業費用	585,952千円	24,720千円	610,672千円
第2項 営業外費用	92,340千円	△3,245千円	89,095千円
第2款 農業集落排水事業費用	435,402千円	△80,390千円	355,012千円
第1項 営業費用	368,714千円	△81,449千円	287,265千円
第2項 営業外費用	66,688千円	1,059千円	67,747千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 458,399千円は当年度分消費税資本的収支調整額 18,436千円及び損益勘定留保資金 439,963千円で補てんするものとする。）。

( 科目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 公共下水道資本的収入	215,280千円	△27,800千円	187,480千円
第1項 企業債	145,000千円	△27,800千円	117,200千円
第2款 農業集落排水資本的収入	56,928千円	△2,240千円	54,688千円
第1項 企業債	22,500千円	△2,200千円	20,300千円
第2項 県補助金	27,000千円	△2,640千円	24,360千円
第4項 基金繰入金	5,200千円	2,600千円	7,800千円
支 出			
第1款 公共下水道資本的支出	476,835千円	△14,790千円	462,045千円
第1項 建設改良費	245,328千円	△14,790千円	230,538千円
第2款 農業集落排水資本的支出	244,386千円	△5,864千円	238,522千円
第1項 建設改良費	46,900千円	△5,425千円	41,475千円
第3項 基金積立金	4,500千円	△439千円	4,061千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
公共下水道債	40,000千円	△7,400千円	32,600千円
流域下水道債	105,000千円	△20,400千円	84,600千円
農業集落排水施設整備事業債	22,500千円	△2,200千円	20,300千円

(議会の承認を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費を次のとおり補正する。

( 科目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	25,982千円	5,678千円	31,660千円

平成30年3月20日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第3号）

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道事業収益			643,065	60,569	703,634	
	1 営業収益		360,320	54,810	415,130	
		1 公共下水道使用料	337,530	54,810	392,340	
	2 営業外収益		282,745	5,759	288,504	
		3 長期前受金戻入	166,228	5,759	171,987	
2 農業集落排水事業収益			309,473	4,262	313,735	
	1 営業収益		61,286	3,133	64,419	
		1 農業集落排水使用料	61,282	3,133	64,415	
	2 営業外収益		248,187	1,129	249,316	
		2 長期前受金戻入	91,410	1,129	92,539	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道事業費用			678,292	21,475	699,767	
	1 営業費用		585,952	24,720	610,672	
		1 管渠費	35,527	△ 5,057	30,470	
		4 総係費	32,449	△ 5,956	26,493	
		6 減価償却費	357,317	9,017	366,334	
		7 資産減耗費	1,000	26,716	27,716	
	2 営業外費用		92,340	△ 3,245	89,095	
		1 支払利息	90,840	△ 13,245	77,595	
		3 消費税	1,000	10,000	11,000	
2 農業集落排水事業費用			435,402	△ 80,390	355,012	
	1 営業費用		368,714	△ 81,449	287,265	
		1 処理場費	55,212	△ 1,978	53,234	
		2 管渠費	34,155	△ 13,199	20,956	
		3 総係費	4,316	△ 66	4,250	
		4 減価償却費	274,031	△ 65,251	208,780	
		5 資産減耗費	1,000	△ 955	45	
	2 営業外費用		66,688	1,059	67,747	
		1 支払利息	65,388	△ 941	64,447	
		3 消費税	1,000	2,000	3,000	



資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道 資本的收入			215,280	△ 27,800	187,480	
	1 企業債		145,000	△ 27,800	117,200	
		1 企業債	145,000	△ 27,800	117,200	
2 農業集落排水 資本的收入			56,928	△ 2,240	54,688	
	1 企業債		22,500	△ 2,200	20,300	
		1 企業債	22,500	△ 2,200	20,300	
	2 県補助金		27,000	△ 2,640	24,360	
		1 県補助金	27,000	△ 2,640	24,360	
	4 基金繰入金		5,200	2,600	7,800	
1 基金繰入金		5,200	2,600	7,800		

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道 資本の支出			476,835	△ 14,790	462,045	
	1 建設改良費		245,328	△ 14,790	230,538	
		1 管渠建設改良費	130,718	5,678	136,396	
		2 流域下水道建設費	105,197	△ 20,468	84,729	
2 農業集落排水 資本の支出			244,386	△ 5,864	238,522	
	1 建設改良費		46,900	△ 5,425	41,475	
		1 処理場建設改良費	46,900	△ 5,425	41,475	
	3 基金積立金		4,500	△ 439	4,061	
1 基金積立金		4,500	△ 439	4,061		

平成29年度矢巾町下水道事業補正（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書

（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正額	計
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当年度純利益（△は純損失）	△ 166,819,000	127,963,000	△ 38,856,000
減価償却額	631,348,000	△ 56,234,000	575,114,000
引当金の増減額（△は減少）	△ 113,000	0	△ 113,000
長期前受金戻入額	△ 257,638,000	△ 6,888,000	△ 264,526,000
受取利息及び受取配当金	△ 1,000	0	△ 1,000
支払利息	156,228,000	△ 14,186,000	142,042,000
固定資産除却損	2,000,000	25,761,000	27,761,000
小計	365,005,000	76,416,000	441,421,000
利息及び配当金の受取額	1,000	0	1,000
利息の支払額	△ 156,228,000	14,186,000	△ 142,042,000
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>208,778,000</b>	<b>90,602,000</b>	<b>299,380,000</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出	△ 420,436,200	△ 11,490,800	△ 431,927,000
無形固定資産の取得による支出	△ 97,405,000	18,952,000	△ 78,453,000
国庫補助金等による収入	159,561,000	△ 40,000	159,521,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	31,703,000	0	31,703,000
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 326,577,200</b>	<b>7,421,200</b>	<b>△ 319,156,000</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	261,600,000	△ 30,000,000	231,600,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 424,492,069	0	△ 424,492,069
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 162,892,069</b>	<b>△ 30,000,000</b>	<b>△ 192,892,069</b>
資金増減額	△ 280,691,269	68,023,200	△ 212,668,069
資金期首残高	602,361,609	0	602,361,609
<b>資金期末残高</b>	<b>321,670,340</b>	<b>68,023,200</b>	<b>389,693,540</b>

## 給与費明細書

### 1 総括

区分	職員数		給与費					法定福利費 (千円)	引当金繰入額 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	1		2,142		1,429	3,571	1,110	248	4,929
		2		3,096		152	3,248	342		3,590
	資本勘定支弁職員	2		8,826		4,300	13,126	10,015		23,141
	合計	5		14,064		5,881	19,945	11,467	248	31,660
補正前	損益勘定支弁職員	1		2,142		1,429	3,571	1,110	248	4,929
		2		3,096		152	3,248	342		3,590
	資本勘定支弁職員	2		8,826		4,300	13,126	4,337		17,463
	合計	5		14,064		5,881	19,945	5,789	248	25,982
比較	損益勘定支弁職員	0		0		0	0	0	0	0
		0		0		0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員	0		0		0	0	5,678	0	5,678
	合計	0		0		0	0	5,678	0	5,678

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後		0	77	0	2,561
		0	152	0	0	0
補正前		0	77	0	2,561	1,684
		0	152	0	0	0
比較		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

手当の内訳	区分	寒冷地手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後		137	0	0	1,270
		0	0	0	0	0
補正前		137	0	0	1,270	0
		0	0	0	0	0
比較		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

※ 2段表記の上段は常勤職員、下段は非常勤職員の数値。児童手当は総括表に含まない。

### 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
手当	0	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	

## 参 考 資 料

平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書

平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第3号）

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道事業収益				643,065
	1 営業収益			360,320
		1 公共下水道使用料		337,530
			1 公共下水道使用料	337,530
	2 営業外収益			282,745
		3 長期前受金戻入		166,228
			1 長期前受金戻入	166,228
2 農業集落排水事業収益				309,473
	1 営業収益			61,286
		1 農業集落排水使用料		61,282
			1 農業集落排水使用料	61,282
	2 営業外収益			248,187
		2 長期前受金戻入		91,410
			1 長期前受金戻入	91,410

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
60,569	703,634	
54,810	415,130	
54,810	392,340	
54,810	392,340	
5,759	288,504	
5,759	171,987	
5,759	171,987	
4,262	313,735	
3,133	64,419	
3,133	64,415	
3,133	64,415	
1,129	249,316	
1,129	92,539	
1,129	92,539	

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道 事業費用				678,292
	1 営業費用			585,952
		1 管 渠 費		35,527
			12 通信運搬費	634
			13 委 託 料	17,469
			18 動 力 費	1,294
		4 総 係 費		32,449
			8 備消耗品費	1,070
			13 委 託 料	5,454
			29 保 險 料	387
			32 貸 倒 損 失	14
		6 減価償却費		357,317
			1 有形固定資産 減価償却費	320,437
			2 無形固定資産 減価償却費	36,880
		7 資産減耗費		1,000
			1 固 定 資 産 除 却 費	1,000
	2 営業外費用			92,340
		1 支 払 利 息		90,840
			1 企 業 債 利 息	90,465
		3 消 費 税		1,000
			1 消 費 税	1,000

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
21,475	699,767	
24,720	610,672	
△ 5,057	30,470	
△ 158	476	電話料金の減
△ 4,742	12,727	管渠清掃調査委託料の減
△ 157	1,137	電気料金の減
△ 5,956	26,493	
△ 208	862	メーター購入費の減
△ 5,400	54	経営戦略策定委託料の減
△ 372	15	下水道賠償保険料の減
24	38	
9,017	366,334	
7,893	328,330	
1,124	38,004	
26,716	27,716	
26,716	27,716	
△ 3,245	89,095	
△ 13,245	77,595	
△ 13,245	77,220	
10,000	11,000	
10,000	11,000	



款	項	目	節	既決予定額
2 農業集落排水事業費用				435,402
	1 営業費用			368,714
		1 処理場費		55,212
			10 光熱水費	143
			18 動力費	12,999
		2 管渠費		34,155
			10 光熱水費	1,462
			13 委託料	16,668
			18 動力費	8,811
		3 総係費		4,316
			8 備消耗品費	99
		4 減価償却費		274,031
			1 有形固定資産減価償却費	274,031
		5 資産減耗費		1,000
			1 固定資産除却費	1,000
	2 営業外費用			66,688
		1 支払利息		65,388
			1 企業債利息	65,388
		3 消費税		1,000
			1 消費税	1,000

補正予定額	計	備考
△ 80,390	355,012	
△ 81,449	287,265	
△ 1,978	53,234	
13	156	水道料金の増
△ 1,991	11,008	電気料金の減
△ 13,199	20,956	
△ 958	504	水道料金の減
△ 10,110	6,558	管渠調査委託料の減
△ 2,131	6,680	電気料金の減
△ 66	4,250	
△ 66	33	メーター購入費の減
△ 65,251	208,780	
△ 65,251	208,780	
△ 955	45	
△ 955	45	
1,059	67,747	
△ 941	64,447	
△ 941	64,447	
2,000	3,000	
2,000	3,000	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道 資本的收入				215,280
	1 企業債	1 企業債		145,000
			1 公共下水道債	40,000
			2 流域下水道債	105,000
2 農業集落排水 資本的收入	1 企業債	1 企業債		22,500
			1 企業債	22,500
	2 県補助金	1 県補助金		27,000
			1 交付金	22,500
			2 補助金	4,500
	4 基金繰入金	1 基金繰入金		5,200
				5,200
			1 基金繰入金	5,200

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道 資本の支出				476,835
	1 建設改良費	1 管渠建設 改良費		245,328
			5 法定福利費	4,337
			2 流域下水道 建設費	105,197
			30 施設利用権 取得費	105,197
2 農業集落排水 資本の支出	1 建設改良費	1 処理場建設 改良費		46,900
			13 委託料	2,200
			17 工事請負費	44,700
	3 基金積立金	1 基金積立金		4,500
				4,500
			1 基金積立金	4,500

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 27,800	187,480	
△ 27,800	117,200	
△ 27,800	117,200	
△ 7,400	32,600	
△ 20,400	84,600	
△ 2,240	54,688	
△ 2,200	20,300	
△ 2,200	20,300	
△ 2,200	20,300	
△ 2,640	24,360	
△ 2,640	24,360	
△ 2,200	20,300	農山漁村地域整備交付金の減
△ 440	4,060	下水道事業債償還基金費補助金の減
2,600	7,800	
2,600	7,800	
2,600	7,800	

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 14,790	462,045	
△ 14,790	230,538	
5,678	136,396	
5,678	10,015	
△ 20,468	84,729	
△ 20,468	84,729	
△ 5,864	238,522	
△ 5,425	41,475	
△ 5,425	41,475	
△ 115	2,085	設計業務委託料の減
△ 5,310	39,390	
△ 439	4,061	
△ 439	4,061	
△ 439	4,061	

発議案第2号

ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を  
求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）  
第14条の規定により提出する。

平成30年 3月20日

矢巾町議会議長 廣田光男様

提出者	矢巾町議会議員	小川文子
賛成者	〃	川村農夫
	〃	廣田清実
	〃	長谷川和男
	〃	藤原由巳

## (案)

### ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書

地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全安心で快適かつ便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、ライドシェアの導入は行われず、タクシー事業の適正化・活性化のための施策を推進するよう強く要望する。

#### 理 由

国は、平成 28 年 7 月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年 11 月に中間報告書をまとめた。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めている。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であることや、24 時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されている。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全安心が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また、日本全国に展開されれば、国内タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

特に、地域交通の大動脈として存在する鉄道やバスに対し、タクシー事業は、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、介護や通院、買い物など、地域で日常生活を送るために欠かせないきめ細かなドア・ツー・ドアの公共交通機関である。国民の安全安心かつ快適・便利な交通機関として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、少子高齢化が一層進む中、地域におけるタクシー事業の重要性は、今後ますます高まることが予想される。

よって、国においては、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、ライドシェアの導入は行わず、タクシー事業の適正化・活性化のための施策を推進するよう強く要望する。

上記のとおり、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成30年 3月20日

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	野田聖子	殿
国土交通大臣	石井啓一	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
内閣府特命担当大臣 (規制改革)	梶山弘志	殿
衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
県選出国會議員		
衆議院議員	小沢一郎	殿
〃	鈴木俊一	殿
〃	階猛	殿
〃	高橋比奈子	殿
〃	藤原崇	殿
参議院議員	平野達男	殿
〃	木戸英司	殿

岩手県紫波郡矢巾町議会

議長 廣田光男